



2021年7月23日
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

復原性全般に関する合同集中検査キャンペーンの実施について

東京MOUでは、パリMOUと合同で、本年9月1日から11月30日までの3か月間、復原性全般に関する集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign：CIC）を実施します。CICは、特定のテーマについて共通の質問票に従って集中的に検査を実施するもので、1998年にISMコードに関するCICを実施して以来、ほぼ毎年実施しています。復原性全般に関するCICについては、昨年実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大のため、本年に実施を延期したものです。本CICの概要等は、以下のとおりです。

1. 本CICの目的

本CICは、以下を目的として実施するものです。

- (1) 船員が、IMO関係条約の規定に従い、荷役後の出航前及び航海中における船舶の復原性評価手法に精通していることを確認すること
- (2) 出航前（荷役後）における船舶の実際の復原性を評価することの重要性を船員及び船舶所有者に認識していただくこと
- (3) IMO関係条約に規定する復原性に係る要件に船舶が適合していることを確認すること

2. 本CICの概要

CICの期間中、PSC検査官は、通常のPSC検査と同時に共通の質問票（別添）により、船舶の復原性に関する要件に船舶が適合していること、船舶の実際の復原性評価方法に船員が習熟していること等を確認します。

なお、CIC期間中、同一船舶が複数回のCIC検査を受けることはありません。

また、CICに関する検査については、通常のPSC検査と同様に、欠陥が発見された場合には、欠陥を記録し特定の時期までに修正することを船長に指示する措置から、欠陥が補正されるまで船舶の航行を差し止める措置まで、欠陥の重大性等に応じた措置が執られることとなります。また、航行差し止め処分を受けた場合には、従来どおり、東京MOU及びパリMOUのウェブサイトにも月ごとに船名等が公表されることとなります。

新型コロナウイルス感染症の拡大動向にもよりますが、東京MOU及びパリMOUでは、CIC期間中、合計で概ね10,000件の検査実施を見込んでおります。

3. 本C I Cのリーダー

東京MOUでは、C I C質問票の取り纏め、域内各当局のP S C検査官に対するC I Cに関する研修の実施、C I C検査結果の集計及びその分析等を行うリーダー当局を決め、当該当局のリードによりC I Cを実施していますが、本C I Cについては、日本がリーダー当局を務めています。

なお、C I C検査結果及びその分析については、取り纏めた上で、P S C委員会に報告・承認された後、公表するとともにIMO条約等実施小委員会(III)に情報提供することとしています。

4. 今後のC I Cの予定

東京MOUのP S C委員会では、来年以降、以下のテーマでC I CをパリM o Uと合同で実施することを決定しています。

2022年 STCW条約に関するC I C

2023年 火災安全に関するC I C

<お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 久保田、寧(ニン)

電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

(別添)

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING
ON PORT STATE CONTROL
IN THE ASIA-PACIFIC REGION



CONCENTRATED INSPECTION CAMPAIGN
ON SHIP'S STABILITY IN GENERAL
01/09/2021 to 30/11/2021

CIC on Ship's Stability in General 船舶の復原性全般に関する集中検査キャンペーン			
Inspection Authority 検査実施当局			
Ship Name 船名		IMO Number IMO 番号	
Date of Inspection 検査実施日		Inspection Port 検査実施港	

QUESTIONS 1 - 6 ANSWERED WITH A "NO" MUST BE ACCOMPANIED BY A RELEVANT DEFICIENCY ON THE REPORT OF INSPECTION

質問 1~6 が NO と回答された場合は、検査レポートに関連する欠陥を記載しなければならない。

No.	Questions	Yes	No	N/A	Detention
1*	Has the ship been provided with approved stability information which can be understood and easily used by the Master and loading officer? 船舶には、船長と荷役担当職員が理解し、かつ、容易に使用できる承認済みの復原性資料が提供されているか？ (01326)				
2*	Is the data used in the stability check for departure complete and correct? 出港前の復原性確認に使用されたデータに、漏れや間違いはないか？ (01316, 02134, 06102)				
3*	Does the ship comply with the stability criteria as applicable to the ship type? 本船の用途に適用される復原性基準に適合しているか？ (02134)				
4*	Is there evidence to show that the Master or responsible officer can determine the stability of the ship under varying conditions of service using the approved stability information provided on board? 船長又は責任を有する職員は、本船が所持する承認された復原性資料を使用して、種々の運航状態で復原性を判断できることを示す証拠があるか？ (06107, 10133)				
5*	If the ship is provided with a Stability Instrument, is it approved by the Administration? 本船が復原性計算機を有する場合、主管庁により承認されているか？ (02103)				
6	If the ship is provided with a Stability Instrument, does the type of stability software in use meet the requirements for the relevant ship type? 本船が復原性計算機を有している場合、使用されている復原性ソフトウェアのタイプは、関連する船種の要件に適合しているか？ (02103)				

No.	Questions	Yes	No	N/A
7 Note 1	[Is there evidence on board to show that the master/loading officer confirms that the "calculated" displacement and trim corresponds with the "observed" draughts?] 計算された排水量とトリムが、出港前に観察された喫水に相応することを船長又は荷役担当職員が確認していることを示す証拠が船上にあるか？			
8 Note 1	[If the ship is provided with a Stability Instrument, has the accuracy of the stability instrument been verified periodically by applying at least one approved test condition?] 本船が復原性計算機を有している場合、復原性計算機の精度は、少なくとも 1 の承認された試験状態を適用することにより、定期的に検証されているか？			

If "No" is ticked for questions marked with an asterisk "*", the ship may be considered for detention

アスタリスク*の付された質問が NO の場合、本船は拘留が検討される。

Note 1: Questions 7 and 8 are for information purposes only.

注 1：質問 7 及び 8 は情報取得目的のみとする。

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定 (Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region) の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2021年7月23日現在、以下の21の当局がメンバーとなっています。また、メキシコが準メンバーとなっているほか、7の当局及び9のIGOがオブザーバーとなっています。事務局は東京、データセンター (APCIS) はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港 (中国)、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ (中国)、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリMoU、インド洋MOU、黒海MOU、Viña del Mar Agreement (南米MOU)、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU

パリMoU：ポート・ステート・コントロールに関するパリ協力協定 (Paris Memorandum of Understanding on Port State Control) の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2021年7月23日現在、以下の27の当局がメンバーとなっているほか、ECが協定の署名当事者ではないものの、メンバーとなっている。また、モンテネグロが準メンバーとなっているほか、1の当局及び10のIGOがオブザーバーとなっている。事務局はオランダのハーグ、データセンター (THETIS) はリスボンに所在。

メンバー：ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、EC

オブザーバー：USCG、IMO、ILO、東京MOU、カリブ海MOU、黒海MOU、地中海MOU、リヤドMOU、Viña del Mar Agreement (南米MOU)、アブジャMOU、インド洋MOU

ポート・ステート・コントロール (P S C)：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン (C I C)：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。これまで実施したC I Cのテーマは以下のとおり (※はパリMoUと合同で実施)。

1998年 ISM コード※

1999年 GMDSS

2002年 ISM コード※

- 2003年 バルクキャリアに関する安全措置※
- 2004年 ISPS コード
- 2005年 操作要件
- 2006年 MARPOL 条約附属書 I※
- 2007年 ISM コード※
- 2008年 航行の安全※
- 2009年 救命艇※
- 2010年 有害物質
- 2011年 構造安全及び満載喫水線※
- 2012年 FSS コード※
- 2013年 主補機※
- 2014年 STCW 条約休息时间※
- 2015年 閉鎖区域への立入※
- 2016年 貨物固縛方法
- 2017年 航行の安全※
- 2018年 MARPOL 条約附属書 VI (大気汚染防止関係) ※
- 2019年 非常システム及びその手順※